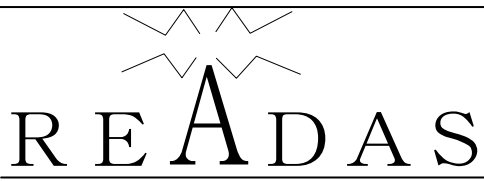


第 4855 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 11月 15日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 平成 25 年、年末調整の注意点

Q：年末調整の時期が近づいてきましたが、今年も、どのような点に注意したらいいですか？

A：次の点に注意してください。

【解説】

平成25年度の年末調整において改正された点は、次のようなところでは、

① 給与所得控除の改正

給与所得の金額は、「年末調整のための給与所得控除後の給与等金額の表」を使って求めますが、給与等の収入金額が1,500万円を超える場合は、一律245万円の定額を控除することとなっています。年末調整においては、給与収入が1,500万円超の者について、給与所得控除額が一律245万円となりますので注意してください。

② 復興特別所得税の創設

平成25年度から、復興特別所得税を通常の源泉所得税と併せて源泉徴収することになりましたので、年末調整も所得税と復興特別所得税の合計額で行うこととなります。手順は、これまでと変わりませんが、年調年税額は、算出所得税額から住宅借入金等特別控除額を控除した後の年調所得税額に102.1%を乗じた金額(100円未満切捨て)となる点に注意してください。

③ 源泉徴収に係る申告書等の保存

年末調整に係る申告書等は、これまで、通達により規程されていましたが、法令化され、申告期限の属する年の翌年1月10日の翌日から7年間保存することになりました。

